

地区会貸出用工具の貸出に関する取扱い要領

大阪府自動車整備振興会八尾柏原地区会
平成26年12月1日

1. 目的

大阪府自動車整備振興会八尾柏原地区会が所有する貸出用工具の貸出等に関する取扱いを定め、適切、かつ有効利用することを目的とする。

2. 貸出用工具

貸出する工具は、

- (1) ベアリングプーラー(ハスコ製)HRBP-869S-HAPPY

(貸出担当窓口 太子自動車工業所)

- (2) ETCチェッカー(デンソー製)DSRC車載器チェッカー

(貸出担当窓口 太子自動車工業所)

工具本体、付属品(マニュアル及び付属品を含む)とする。

3. 貸出

(1)借受を希望する者は、担当窓口事前にFAXにより予約し、その後電話にて確認する。

(2)借受を希望する者は、診断器貸出申込書に必要事項を記入し、貸出窓口に提出するものとする。

(3)診断器の受渡しは、貸出担当窓口で行うものとする。

4. 貸出期間

貸出期間は、機種ごとに下記のとおり定め、期間内に返却するものとする。

機種	ベアリングプーラー	ETCチェッカー	
貸出期間	6日以内	3日以内	

1回貸出日を含めて原則上記の日数以内とする。

5. 貸出料金

貸出料金は、無料とする。

6. 貸出管理費

貸出診断器の管理費の一部として、貸出窓口を担当する会員事業所に管理費として年間1万円を支払うこととする。

なお、一年未満の場合は月割り計算とする。

7. 禁止事項

又貸しは一切禁止とする。

8. 取扱い等

(1)取扱いは慎重に行うものとする。工具が使用中に故障した場合は、速やかに貸出を受けた担当窓口連絡するものとする。

(2)取扱不注意による故障の修理費は、借受人における実費負担とする。

(3)貸出期間中の紛失や盗難等にあつては、借受人における実費負担とする。

9. 貸出禁止

この取扱い要領に違反した場合は、以後貸出を停止する。

この取扱い要領は、平成26年12月1日から実施する。